

グレーチング上を車両が通過した際にグレーチングによりガソリントankを傷つけられ、ガソリンが漏出してしまおうとともに、運転者が側溝に足をとられて転倒した事故について、国家賠償法2条1項に基づき損害賠償請求等がなされた事例

(令和2年12月17日札幌地方裁判所岩見沢支部判決)

国土交通省 道路局 道路交通管理課

主 文

- 1 被告は、原告に対し、308万2379円及びこれに対する平成27年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを50分し、その7を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、2132万9713円及びこれに対する平成27年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被告が管理する町道の側溝に設置されたグレーチング上を原告運転の車両（以下「原告車」という。）が通過した際、同グレーチングにより原告車のガソリントankを傷つけられ、ガソリンが漏出してしまおうとともに、グレーチングが側溝から外れ、原告が同側溝に足をとられて転倒した事故（以下「本件事故」という。）について、被告に対し、公の営造物の設置又は管理の瑕疵を理由に国家賠償法2条1項に基づき2132万9713円及びこれに対する事故日である平成27年4月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 本件事故の現場

- ア 本件事故の現場は、信号機により交通整理の行われていない十字路交差点（以下「本件交差点」という。）である。
- イ 本件事故当時、原告車の進行方向右側には、本件交差点手前から道路に沿って側溝が設けられ、同側溝上にはグレーチングが設置されていた。
- ウ 本件交差点手前、原告車の進行方向右側には原告の居住するマンション及び駐車場がある。

(2) 本件事故の概要

平成27年4月14日午前11時15分頃、原告車を運転して本件交差点にさしかかった原告は、進行方向右側・本件交差点角にある原告自宅マンションの9番駐車場に原告車を駐車させるために本件交差点を右折しようとして、進行方向右側の道路沿いにある側溝のグレーチング（以下「本件グレーチング」という。）上を通過しようとしたところ、本件側溝のコンクリートの一部が欠けていたことから本件グレーチングが弾み、その端が原告車のガソリタンクに突き刺さって原告車が前進しなくなった。原告は、一旦原告車を後退させたのちに再び原告車を前進させたものの、本件グレーチングの外れた側溝（以下「本件側溝」という。）の左側付近で原告車のエンジンが完全に停止してしまった。その後、原告車から降りた原告は、本件側溝に足を取られて転倒した。

(3) ア 原告は、平成27年4月18日から同年6月12日までの間、〇〇病院に通院（実通院日数23日）し、右肩関節挫傷の診断名で治療を受けた。

イ 原告は、平成27年5月11日、〇〇整骨院で治療を受けた。

ウ 原告は、平成27年6月15日から同年7月4日までの間、〇〇病院に通院（実通院日数5日）し、右肩関節唇損傷の診断名で治療を受けた。

エ 原告は、平成27年7月5日から同月10日までの間、〇〇病院に入院し、同月6日、右肩関節唇損傷に対する関節唇修復術を受けた。

オ 原告は、平成27年7月10日から同年9月7日までの間、〇〇病院に入院し、右肩関節唇損傷に対する関節唇修復術後のリハビリテーション治療を受けた。

カ 原告は、上記〇〇病院入院中の平成27年7月23日から平成28年1月31日までの間、〇〇病院に通院（実通院日数79日、うち〇〇病院入院中は3日）し、右肩関節唇損傷の診断名で治療を受けた。

(4) 以下のとおり、上記治療及び文書料等の費用が発生している (略)

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 争点①（本件事故による原告の負傷状況）について (略)

(2) 争点②（原告の後遺障害）について (略)

(3) 争点③（本件側溝の瑕疵と受傷との相当因果関係）について (原告の主張)

本件事故は、本件グレーチングが設置されていた側溝のコンクリートが一部欠けていたという「瑕疵」に起因した一連の流れの中で発生したものである。

すなわち、本件グレーチングが設置されていた被告管理に係る町道の本件側溝は、そのコンクリートの一部が欠けていたため、本件グレーチング上を原告車が通過した際に本件グレーチングが弾んで原告車のガソリタンクを破損するとともに、本件側溝から外れた。そして、原告が、原告車のエンジンが停止したことからドアを開けて外に出て車を確認しようとしたこと、その際に強烈なガソリン臭を感じ、爆発事故の被害を避けるためとっさに自車後方へ逃げたことは当然の行動である。さらに、開いた運転席ドアが障害となることから、自車後方に逃げるのが自然な行動といえる。上記原告の行動は、自然かつやむを得ないものであって、その結果、本件側溝に足をとられて負傷したことには相当因果関係がある。したがって、本件グレーチングの瑕疵により原告車が損傷し、原告が転倒して負傷するなどの損害が発生したのであるから、被告は、国家賠償法2条1項に基づいてその賠償責任を負う。

なお、原告が自車を後退した時点で側溝の溝を認識することもガソリンが漏れていることを認識することも不可能であった。また、原告が通行者等の迷惑を考えて自車を路肩に移動させたこと、右側の駐車場に自車を入れるため道路右側に寄っていた結果、自車を右側路肩に寄せたことは当然の行動であり、被告の「不合理」との主張は当たらない。

(被告の主張)

本件グレーチングが設置されていた側溝のコンクリートが一部欠けていたという「瑕疵」があり、原告車がその上に乗った際に本件グレーチングが弾み、原告車を破損したという限度で被告の責任を認める。

原告は、本件グレーチングが原告車のガソリタンクに突き刺さった後、一度原告車を後退させた際、本件グレーチングが外れた本件側溝を認識できたはずであり、また、多量の液体が路面に付着しているのを確認し、ガソリンの流出を認識できたはずである。そして、原告は、原告車を道路の左側に寄せて右折すべきであるにもかかわらず、あえて原告車を前進させて本件グレーチングの外れた側溝近くに移動させている。さらに、原告は、ガソリン流出を認識し得たのであるから、ドアを開けて初めてガソリン流出の可能性を認識したというのは不自然であるし、原告が本件側溝に落下するまで3歩ほどの距離があるところ、運転席右側には逃げるスペースがあったにもかかわらず、あえて本件側溝の方に逃げており、その行動は不合理である。

したがって、原告の転倒には、原告の故意又は過失が介在していることは明白であり、本件側溝のコンクリートが一部欠けていたという「瑕疵」と原告の転倒との間には因果関係がない。

(4) 争点④（原告の損害）について

(略)

(5) 争点⑤（過失相殺）について

(被告の主張)

仮に原告の受傷、瑕疵と同受傷との因果関係が認められるとしても、それは原告による極めて軽率な行動が介在していることからすれば、原告には、少なくとも8割の過失が認められる。

(原告の主張)

否認ないし争う。

原告は、いち早くその場から離れなければならない状況にあったところ、原告車から出て3歩前後で側溝に足を取られて転倒したことからすると、原告に足元を確認すべき注意義務があったとはいえず、原告の行動に過失はない。

第3 争点に対する判断

1 証拠、前記前提となる事実及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(1) 本件事故の状況

本件事故当時、原告は、進行方向右側にある自宅マンションの9番駐車場（最も本件交差点寄りの駐車場）に原告車を駐車するため、本件交差点手前で道路の右側寄りを進行して本件交差点を右折した後にハンドルを左に切り返して停止し、その後後退して同駐車場に原告車を駐車しようと考え、本件グレーチング上を通過した。

その際、本件グレーチングが設置された本件側溝のコンクリートの一部が欠けていたことから、本件グレーチングが弾んでその端が原告車のガソリタンクに刺さった。これにより原告車が前進しなくなったため、原告は、原告車を後退させたところガソリタンクからガソリンが漏れ出した。そして、原告車が約7メートル後退したところで（原告車は、道路の右側寄り、道路に対して右斜め向きの状態）、原告は、原告車の異常を感じたことから、原告車を道路右側の路肩に寄せようとして再度前進させた。もっとも、原告車は、本件側溝の左側付近（原告車の運転席ドア付近から本件側溝までは、後方に1ないし2メートルの位置。）でエンジンが完全に停止した（なお、原告車の運転席ドア付近から進行方向右側の花壇の縁までの距離は約1.2メートルであった。）。

そこで、原告は、原告車から降りて原告車の下側を確認したところ、ガソリンが漏れていたことから、慌てて原告車の後方に逃げようとして二、三步進んだところで本件側溝に足を取られて転倒し、右肩を地面に強打した。

(2) 原告の治療経過等

(略)

2 争点①（本件事故による原告の負傷状況）について

(略)

3 争点②（原告の後遺障害）について

(略)

4 争点③（本件側溝の瑕疵と受傷との相当因果関係）について

(1) 本件側溝のコンクリートの一部が欠けていたことから、本件グレーチング上を原告車が通過した際、本件グレーチングが弾んで原告車のガソリタンクを損傷したことについて、本件側溝及び本件グレーチングを管理する被告に責任があることは明らかである。

(2) もっとも、原告が本件側溝に足を取られて転倒するという本件事故は、その後に①原告が原告車を後退させた行為、さらに②原告車を本件側溝の左側まで移動させた行為、③原告車から原告が降車し、後方へ避難した行為が途中に介在している。

ア この点、①については、原告車が本件グレーチング上を通過した際、本件グレーチングが弾んで原告車のガソリタンクに刺さり、前に進まなくなったのであるから、一旦原告車を後退させることは、いたって自然な行動であり、予測不能な特異なものとはいえない。

イ そして、②については、原告車を後退させた後、原告が原告車の異常を察知したことから原告車

を道路脇に移動させようとする行動も当然の対応といえる。確かに、車両を道路脇に寄せて停止する場合、左側に寄せるのが通常であると考えられるが、原告が原告車の異常を察知した時点で、原告車が道路の右側寄り、道路に対して右斜め向きの状態であったことからすると、あえてハンドルを左に切って道路左側に原告車を移動させるよりは、速やかに道路脇に移動するために道路右側(本件側溝の左側)に原告車を移動させることも合理的であるというべきである。

なお、被告は、原告車を後退させた時点で、ガソリンの漏れや本件グレーチングが本件側溝から外れていることを認識していたはずであると主張する。しかしながら、本件交差点は信号機による交通整理の行われていない交差点であり、原告が原告車を後退・前進させる際に対向車や交差道路を進行する車両の有無に注意を払わなければならない状況であったこと、原告車の運転席から漏れたガソリンや本件側溝は右前方にあったと考えられるが、同方向は原告車のピラーにより視界が一部ふさがれていることなどからすると、原告が漏れたガソリンや本件グレーチングが外れていることを当然に認識したとはいえず、その他の証拠によっても被告の上記主張を採用することはできない。

ウ また、③については、原告が原告車から降車し、ガソリンが漏れていることを確認した際、原告車の進行方向はドアが遮っているため避難することができず、右側は障害となる物はないものの、1.2メートル先に花壇の縁があることからすると、ガソリンが漏れている緊急時において、最も空間の空いている後方へ咄嗟に避難することは自然な行動であるといえる。

なお、原告が原告車から降車した際、本件側溝から本件グレーチングが外れていることを認識し得たかもしれないが、上記の緊急時において、冷静に周囲の状況を把握することは通常困難であったというべきであり、本件グレーチングが外れていることを原告が当然に認識していたとは認められない。

(3) 以上によれば、本件事故の発生には、原告の上記各行動が介在しているものの、いずれも本件事故時の状況等を考慮すると自然かつ合理的な行動であり、特異なものとは認められない。したがって、本件側溝の瑕疵と本件事故の発生及び原告の受傷との間には相当因果関係が認められる。

5 争点④ (原告の損害) について

(略)

6 争点⑤ (過失相殺) について

本件事故の発生には、本件グレーチングにより原告車のガソリントankが損傷した後、原告が原告車を後退させた行為、原告車を本件側溝の左側まで移動させた行為及び原告車から原告が降車し、後方へ避難した行為が介在している。そして、これら一連の行為において、原告が本件グレーチングの外れた本件側溝の存在を認識することは不可能でなかったし、冷静に対処すれば、本件側溝を回避して避難することも可能であったというべきである。

したがって、本件事故の発生には原告自身の過失も寄与していることは明らかであるから、本件事故の過失割合を原告 30 パーセント、被告 70 パーセントとするのが相当である。

7 小括

上記の検討結果によれば、本件事故と相当因果関係が認められる原告の損害は、308万2379円となる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は308万2379円及びこれに対する平成27年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める範囲で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

なお、仮執行宣言については相当でないからこれを付さないこととする。